

令和7年5月 12 日

公用車のカーナビおよび公用携帯電話に係る NHK 放送受信契約の未契約について

全国の自治体において、公用車カーナビ等の NHK 受信料の未払いが報道されていることを受けて、本市において同様の案件がないか調査を行ったところ、公用車 21 台と公用携帯電話 24 台で NHK と放送受信契約を結んでいなかったことが判明しました。

事業所にあるテレビ放送が受信できるカーナビを搭載した車両やワンセグ付き携帯電話については、受信機ごとに放送受信契約が必要とされていますが、この認識が不足していたことにより生じたものです。

適正な事務処理がされず市民の皆さまの信頼を損ねることとなり、深くお詫びを申し上げます。

・未契約機器の内訳

所管部局	対象機器	未契約台数	最長未契約期間
市長部局	公用車	5 台	12 年 11 カ月
消防本部	公用車(消防車等)	15 台	19 年 8 カ月
水道事業	公用車(給水車)	1 台	16 年 8 カ月
消防本部	携帯電話	14 台	18 年 3 カ月
水道事業	携帯電話	10 台	5 年 8 カ月
合計	公用車 21 台、携帯電話 24 台		

未契約の機器は NHK 新潟放送局に修正申告を行うことで協議を進め、未払額が算定された後、契約事務および支払を進めます。また、テレビ受信機能が必要ないものは、早急にテレビ受信機能の撤去や機種変更を行い、受信契約を解除します。

今後調達する機器については、テレビ受信機能のない機器とすることを原則とし、テレビ受信機能を持つ機器を設置する際は、NHK 受信契約の手続きを行うことを徹底します。

本件についての問い合わせ先
佐渡市役所財務部財産管理課
担当: 太田
電話(直通)0259-67-7036